様式第４号（屋外広告物条例施行規則第７条関係）

（第１面）

屋外広告物等安全点検報告書

年　　　月　　　日

　　　　広域振興局長　様

報告者　　　住　所

表示者、設置者又は管理者

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 現許可事項 | 許可年月日 | 　年　月　日 | 許可期間 | 　年　月　日　から |
| 許可番号 |  | 　年　月　日　まで |
| 主たる設置場所 |  |
| 主たる点検者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 資格等名称 | １建築士　　　２職業訓練指導員免許所持者　　　３屋外広告士　　４点検技能講習修了者　　　５その他 |
| 広告物等の概要 | 種　　別 | 個　　数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

＜注意事項＞

１　申請前３月以内に実施した点検結果を報告すること。

２　この様式の記入欄に書き切れない場合は、別紙を用いて記入すること。

３　点検の結果、異常が確認され、申請日までに改善措置が未了である場合の許可期間更新申請にあっては、任意様式による改善計画書を添付して申請すること。改善計画書には、今後の措置方針、措置完了予定年月日及び措置完了までの安全確保対策を記載し、異常の分かる写真を添付すること。改善措置が完了したら、速やかに任意様式による完了報告書を提出すること。完了報告書には、措置内容、措置完了年月日を記載し、改善状況の確認できる写真を添付すること。

４　報告内容について虚偽があることが判明した場合又は改善計画書記載の内容が適正に実行されない場合は、許可を取り消す場合がある。

（第２面）

点検結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 広告物等の種類 |  |
| 点検箇所 | 点　検　項　目 | 評価 | 備考 |
| 良好 | 経過観察 | 要改善 | 対象外 |
| 基礎部・上部構造 | １　上部構造全体の傾斜、ぐらつき |  |  |  |  |  |
| ２　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき |  |  |  |  |  |
| ３　鉄骨の錆・腐食、塗装の老朽化 |  |  |  |  |  |
| 支持部 | １　鉄骨接合部（溶接部・プレート）の錆・腐食、変形、隙間 |  |  |  |  |  |
| ２　鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落 |  |  |  |  |  |
| 取付部 | １　アンカーボルト・取付部プレートの錆・腐食、変形 |  |  |  |  |  |
| ２　溶接部の劣化、コーキングの劣化　等 |  |  |  |  |  |
| ３　取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 |  |  |  |  |  |
| 広告板 | １　表示面板・切り文字等の錆・腐食、破損、変形、ビス等の欠落 |  |  |  |  |  |
| ２　側板、表示面板押さえの錆・腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 |  |  |  |  |  |
| ３　広告板底部の錆・腐食、水抜き孔の詰まりあび |  |  |  |  |  |
| 照明装置 | １　照明装置の不点灯、不発光 |  |  |  |  |  |
| ２　照明装置の取付部の破損、変形、錆・腐食、漏水 |  |  |  |  |  |
| ３　周辺機器の劣化、破損 |  |  |  |  |  |
| その他 | １　付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の錆・腐食、破損 |  |  |  |  |  |
| ２　避雷針の錆・腐食、損傷 |  |  |  |  |  |
| ３　その他点検した事項（　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |

＜注意事項＞

１　広告物等ごとに整理番号を振り、第３面に記載した整理番号と整合させること。

２　点検を実施した広告物等ごとに第２面を作成すること。ただし同一種類の広告物等で、「要改善」の評価が無いものは、複数の広告物等をまとめて作成してよい。この場合、「整理番号」欄には対象となる広告物等の整理番号をそれぞれ記載すること。

（第３面）

広告物等の現況写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 |  | 点検日 | 年　月　日 |
| 設置場所 | (第１面に記載の設置場所と異なる場合のみ記載)住所 |
| 点検者 | (第１面に記載の点検者と異なる場合のみ記載)住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　点検者資格　 |
| 写　真（撮影日を記載すること） |
|  |

＜注意事項＞

１　写真はカラーを使用すること。

２　点検した広告物等ごとに第３面を作成すること。

３　第３面に代えて任意様式によって作成してもよい。ただし第３面で記載すべき事項を任意様式において記載すること。